

● 海域情報提供サービスにかかわる意見招請に関する公示の意見提出状況に対する回答

項番	項番タイトル	仕様	意見内容	回答
4.5.2.1.1	利用衛星群	第二世代衛星AIS群（通信衛星への相乗り搭載衛星による準リアルタイムによるAIS観測が行える衛星群を示す。）である米国Orbcom社は加国ExactEarth社が提供する衛星群のいずれか1以上を使用すること。 また、役務提供期間中、日本上空において1日あたり平均20回以上の通過を保證できる衛星群を構成すること。	昨今、東アジアでの不法漁船等の記事が考慮し、海上保安業務として、日本の領域全域にわたったり、高頻度な衛星群による監視を行うことが必要と考えます。 宇宙利用の分野は、日進月歩で情報提供能力が向上していき、近い将来には、日本の領域全域を数分レベルでカバーできるAIS監視網が実現できると思われます。海上保安庁殿における海域情報の収集力のさらなる強化のため、なるべく多くの衛星を利用することなどが重要と思われま	貴提案を踏まえ、仕様を以下のおり下線部を追加するほか、衛星数が多いものを採用した提案について有利となるよう、調達方式を検討することとします。 (修正) 「第二世代衛星AIS群（通信衛星への相乗り搭載衛星による準リアルタイムによるAIS観測が行える衛星群を示す。）である米国Orbcom社は加国ExactEarth社が提供する衛星群のいずれか1以上を採用すること。 また、役務提供期間中、日本上空において1日あたり平均20回以上の通過を保證できる衛星群を構成すること。 衛星群は、 <u>調達期間を含め将来性及び先進性のあるもので、高頻度な再訪率を有する衛星群による監視がおこなえるものを検討のうえ採用すること。</u> 」
4.6.4	モニタ表示用SAR画像及び地球環境観測データに関する表示	モザイク処理済みSAR画像及び地球環境観測データの表示は、以下の性能及び機能を有すること。  請負者がデータ転送に使用している通信プロトコルが暗号化対応していること。 インターネット上の通信は、4.3.5の環境下による通信を行うこと。	川語を「モザイク処理済みSAR画像」を「モニタ表示用SAR画像」とタイトルと同じに修正すること でいかがでしょうか。  1つ目の文章に、誤記があるように見えますので、以下に修正すること を提案します。 「請負者がデータ転送に使用する通信プロトコルは暗号化を対応していること。」	貴提案のとおり修正します。  「 <u>請負者がデータ転送に使用する通信プロトコルは暗号化に</u> 対応していること。」
別冊3 2.5.3	観測モード	中域／中解像度（100km以上の観測幅／解像度40m以下）の観測ができること。	「中域／中解像度（100km以上の観測幅／解像度40m以下）の観測ができること。」と記載がありませんが、解像度40mの場合、長さ40mの船舶検出が困難な場合が考えられます。よって関心対象船舶の長	主要な関心船舶の長さは、概ね40mから60m程度を想定してあります。 貴提案のとおり、40m解像度の場合、検出が困難なことも予想されます。 その観点において技術動向も踏まえ40m以下としました。
6.2				

別冊3 2.5.4	タスキング	3営業日前の受注に対応できると。	「3営業日前の受注に対応できず、緊急の撮像等への対応を想定した場合、「3営業日より前の受注に対応できないこと」という記載とするか「3営業日より前の受注に対応できないこと。ただし、緊急時は24時間前の受注に対応できず」という記載にすべきと考えます。	2.5に資料提供招請段階で提案のあった資料等も踏まえ「参考とした衛星」を提示していただきます。これによれば、本仕様条件として具備するモードとして、実用中の衛星については30m分解能の観測能力を概ね確保していることも判明しているため、本モードの利用を主たる観測モードとして使用を想定したうえで、原案どおりの仕様とさせていただきます。
別冊3 2.5.5	データ配布期間	観測後24時間以内にデータ提供を行なうこと。 (中略)	「観測後24時間以内にデータ提供を行なうこと。」と記載がなければならず、24時間とした理由等あればご教示頂きたいとお願ひ申し上げます。	資料提供招請段階での市場調査等も踏まえ、現段階においては、緊急性として、本仕様書案にて十分な性能と認識しているため、原案どおりの仕様とさせていただきます。なお、貴提案も踏まえ、タスキングについて仕様が以上の性能を提案したものに於いて有利となるよう、調達方式を検討することとします。
別冊3 2.7	最低撮像シーム数保証	2.5の条件において試験運用及び業務移行準備期間 10枚以上 本番運用期間 40枚以上/年の撮像権を最低保証すること。	2.5の条件において撮像の数量について記載がありますが、関心領域の面積に関する記載がありません。衛星による1枚あたりの観測幅に違いがあります。1枚の画像で関心領域が満たすことができなない場合、2枚以上の撮像する必要がある、2枚以上の撮像を走行できず、異なる時期に異なる軌道で撮像しなければならぬケースが考えられます。	業務利川用途を勘案し設定しました。
別冊3 2.7	最低撮像シーム数保証	2.5の条件において試験運用及び業務移行準備期間 10枚以上 本番運用期間 40枚以上/年の撮像権を最低保証すること。	貴提案を踏まえ以下のとおり修正します。 (修正) 2.5の条件において試験運用及び業務移行準備期間 10枚以上 本番運用期間 40枚以上/年の撮像権を最低保証すること。 この場合1枚の観測幅は当該衛星での標準的なモードによる観測方式による観測幅を基準とする。	貴提案を踏まえ以下のとおり修正します。 (修正) 2.5の条件において試験運用及び業務移行準備期間 10枚以上 本番運用期間 40枚以上/年の撮像権を最低保証すること。 この場合1枚の観測幅は当該衛星での標準的なモードによる観測方式による観測幅を基準とする。

別冊3 3(3)	船舶自動検出後の のデータ利用	<p>請負者が衛星事業者（プロバイダ）から調達した衛星データを利用する上は、組織内で直接利用することには想定していない。但し、組織内外配布成果物作成のため、請負者が本仕様書及び衛星データ処理、物理量変換及び衛星事業者（プロバイダ）から調達した衛星データを印刷成果物利用・Web表示者が提供するサービスにより一定の割合でモザイク処理した画像（GeoTIFF等一般的なGISソフトで使用できる形式のもの）は、各拠点部署が請負者提供のデータを利用して取り扱うものとする。</p>	<p>衛星事業者が衛星事業者（プロバイダ）から調達した衛星データを利用する上は、組織内で直接利用することには想定していない。但し、組織内外配布成果物作成のため、請負者が本仕様書及び衛星データ処理、物理量変換及び衛星事業者（プロバイダ）から調達した衛星データを印刷成果物利用・Web表示者が提供するサービスにより一定の割合でモザイク処理した画像（GeoTIFF等一般的なGISソフトで使用できる形式のもの）は、各拠点部署が請負者提供のデータを利用して取り扱うものとする。</p>	<p>従って、撮像する数量に加え、関心領域の面積について明記頂くことと調達するSAR衛星を公平に比較することとができると考えられます。</p>	<p>衛星データの処理は請負者が提供するデータ処理を行うこととします。当庁職員が直接画像データを用いて画像処理ソフト等を使ってデータ処理することは想定していません。3で記載する(1)～(3)での環境での利用を想定していません。なお、(3)の但し書き等とおり、組織内外配布用として印刷成果物等での利用できるレベルにおいて画像処理をされた画像は、納入拠点部署においてデータダウンロードのうえ利用することは仕様記載のとおり想定していません。</p>
別冊3 全般		<p>請負者が調達するSAR衛星画像について、一般の商用衛星であることからも、新規に撮像要求を行った場合や衛星側の原因による撮像に失敗した場合の罰則又は代替方法に關して定義書にて明記すべきと考へます。</p>	<p>請負者が調達するSAR衛星画像について、海上保安庁が想定する撮像計画に対して撮像が成功する割合を定義書にて規定すべきと考へ</p>	<p>履行できない場合は支払請求権が発生しないものと認識していただきます。</p>	
別冊3 全般			<p>費提案を踏まえ「2.3 使用衛星数の保証」を以下のおり修正します。(※下線部が修正部) 2.3 使用衛星数の保証 請負者は、契約期間中、2.1から2.7で掲げる性</p>		

ます。

能を有する衛星を1機以上安定的に供給すること。

使用する衛星は、契約当初に合意した衛星又は衛星群(以下「基準衛星群」という。)を継続的に使用することを原則とする。

但し、基準衛星群が、衛星の寿命及び運用障害により1ヶ月以上運用が見込めない又は運用できない期間が発生した場合並びに使用する衛星事業者(プロバイダー)の事業計画及び供給契約の変更等請負者以外の第三者の都合により継続的かつ永続的な提供ができなくなる場合は、担当官と協議のうえ同等性能を有する代替衛星又は後継衛星を選定し代替サービスの提供を行なうこと。

また、「2.4.撮像運用計画調整」に基づき計画された撮像計画が3回連続不履行又は5回中4回以上不履行となる状況が複数発生し改善が見込めない場合も同様とする。

代替サービスの提供を行なう場合、衛星の選定・データ使用に関する諸条件は本仕様書及び本別冊で定める。

仕様に基づくものとし、協議の上、単価改定を含め見直しを図るものとする。

なお、請負者が代替衛星の提供に関し、担当官との協議が整わない場合、請負者調達によるSAR画像に関する使用を取りやめ、担当官が官給する衛星画像のデータ処理を妨げないものとする。

● 自律型遠隔地沿岸情報配信サービスにかかるとの意見提出状況に対する公表の意見提出状況に対する回答

項番	項番タイトル	仕様	意見内容	回答
4.2		4.2 役務提供範囲 本調達で、請負者が提供するサービス内容について以下に示す。 ①～② (中略) ③ 請負者が提供するGIS基盤を利用して、衛星画像を整理・統合し地図上に表示するほか、情報関心に応じた衛星画像の検索・抽出、衛星画像と衛星画像を判読する上で有効な地図と衛星画像との変化抽出等画像判読に必要な一時的なサービス提供。 ④～⑥ (中略)	「資する情報」の定義が不明確です。以下の情報を「資する情報」としてご提供致しますが、内容の過不足につきご回答をお願い致します。 当社提案サービスでは、在泊船を判読するために衛星画像に表示された船舶を地図上に表示することにより、指定海域における在泊船を判読致します。	貴提案を踏まえ以下のとおり修正します。 「③ 請負者が提供するGIS基盤を利用して、衛星画像を整理・統合し地図上に表示するほか、情報関心に応じた衛星画像の検索・抽出、衛星画像と衛星画像を判読する上で有効な地図と衛星画像との変化抽出等画像判読に必要な一時的なサービス提供。」
4.4.3	上空再訪頻度	日本上空において、24時間以内の再訪頻度を有すること	4.4.5に指定領域が記載されておられませんので、「日本上空」ではなく「4.4.5記載の指定領域」とすべきと考えますが、如何でしょうか。	貴提案のとおり修正します。 (修正) 「4.4.5記載の指定領域において、24時間以内の再訪頻度を有すること」
4.5.3.2.5	GIS規格フォーマイル形式の作図情報の取り込み	4.6.1.2.4による作図のほか、領域線、許可水域、捜索区域等の作図を容易に行うため、以下のフォーマイル形式で作成した作図成果を読み込むことができること。 ・ KMLフォーマイル形式 ・ SHIPフォーマイル形式 ・ GeoJSONフォーマイル形式	引用している項目番号「4.6.1.2.4」は「4.5.3.2.4」の誤記と想います。	貴提案のとおり誤記のため修正します。
4.6	画像検索	以下の複数の条件による対象画像の検索ができること ・ 被雲率 (下限値の指定による検索)	当社サービスは、4.4.3記載の通り、24時間以内の上空再訪頻度を有し、概ね同時刻での撮影とは異なりますが、若干のばらつきが	貴指摘を踏まえ以下のとおり修正します。 (修正) ・ 被雲率 (下限値の指定による検索) ・ 観測日時 (指定日、範囲指定の両方)

		<p>・観測日時（指定日時、範囲指定の両方）</p> <p>・観測場所（マウス等の操作による指定による）</p>	<p>あります。そのため、「日」の指定は可能ですが「時刻」の指定は困難となります。</p> <p>画像検索に「時刻」の指定まで必要でしょうか。</p>	<p>・観測場所（マウス等の操作による指定による）</p>
13	支払い条件	<p>請負者は、環境構築、運用・保守にかかるとなる経費を区分して人札すること。</p> <p>環境構築にかかるとなる経費は、環境構築、追加改良作業終了を確認した後、平成29年度4／四半期支払時にまとめて支払うものとする。</p> <p>運用・保守にかかるとなる経費は、平準化のうえ、支払い時期は、四半期締めとする。</p>	<p>「かかる経費」が繰り返されているので誤記ではないでしょうか。</p>	<p>貴提案のとおり誤記のため修正します。</p>
様式1 様式2			<p>「自立型」は仕様書表題からすると「自律型」の誤記とします。</p>	<p>誤記のため修正します。</p>